

県制度融資を利用したい

事業名	中小企業融資資金貸付金																																																																																																																																																
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他																																																																																																																																																
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他																																																																																																																																																
事業要旨	県内中小企業者の円滑な資金調達を支援するため、茨城県中小企業資金融資制度（県制度融資）を設けています。																																																																																																																																																
事業概要	【対象者】 申込時点において県内に事業所を有し、同一事業を1年以上引き続き営んでいる個人・会社・組合等の中小企業者で、次に該当する方がご利用できます。（農林漁業、金融業等は除かれます。） ※創業支援融資及び女性・若者・障害者創業支援融資は、新たに事業を開始する方等が対象。 製造業等……………資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下 卸売業……………資本金 1 億円以下又は従業員 100 人以下 小売業……………資本金 5,000 万円以下又は従業員 50 人以下 サービス業……………資本金 5,000 万円以下又は従業員 100 人以下 中小企業等協同組合法に規定する組合等 【支援の内容】 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">融資名称</th><th rowspan="2">融資利率 (保証付の利率)</th><th colspan="2">融資限度額(万円)</th><th colspan="2">融資期間(以内)</th><th rowspan="2">保証料率※1</th></tr><tr><th>設備</th><th>運転</th><th>設備</th><th>運転</th></tr><tr><td>一般資金</td><td>経営合理化融資</td><td>2.2～2.4%</td><td>5,000</td><td>3,000</td><td>7 年</td><td>5 年</td><td>0.45～1.9%</td></tr><tr><td rowspan="8">事業 活性化 資金</td><td>創業支援融資</td><td>1.3～1.6%</td><td>3,500</td><td>3,500</td><td>10 年</td><td>7 年</td><td>原則 0.9% ※2、3</td></tr><tr><td>女性・若者・障害者創業支援融資</td><td>1.3～1.6%</td><td>3,500</td><td>3,500</td><td>10 年</td><td>7 年</td><td>原則 0.9% ※2、3</td></tr><tr><td>設備投資支援融資</td><td>1.5～1.8%</td><td>10,000</td><td>—</td><td>10 年</td><td>—</td><td>0.45～1.9% ※3</td></tr><tr><td>新分野進出等支援融資</td><td>1.6～1.9%</td><td>10,000</td><td>3,000</td><td>10 年</td><td>5 年</td><td>0.45～1.9% ※3</td></tr><tr><td>雇用促進等支援融資</td><td>1.6～1.9%</td><td>10,000</td><td>3,000</td><td>10 年</td><td>5 年</td><td>0.45～1.9% ※3</td></tr><tr><td>小売商業・地場産業支援融資</td><td>1.6～1.9%</td><td>10,000</td><td>3,000</td><td>10 年</td><td>5 年</td><td>0.45～1.9% ※3</td></tr><tr><td>観光おもてなし施設整備融資</td><td>1.6～2.0%</td><td>50,000</td><td>—</td><td>12 年</td><td>—</td><td>0.45～1.9% ※3</td></tr><tr><td>事業承継支援融資</td><td>1.6～1.9%</td><td>8,000</td><td>8,000</td><td>10 年</td><td>10 年</td><td>0.1～1.8%</td></tr><tr><td rowspan="6">経営 安定化 資金</td><td>パワーアップ 融資</td><td>1.6～1.9%</td><td>5,000</td><td>5,000</td><td>10 年</td><td>7 年</td><td>0.45～1.9%</td></tr><tr><td></td><td>経営力強化保証 対応</td><td>1.6～1.9%</td><td>5,000</td><td>5,000</td><td>7 年</td><td>5 年 ※4</td><td>0.45～1.75%</td></tr><tr><td rowspan="2">災害対策融資</td><td>緊急対策枠</td><td>1.6～1.9%</td><td>5,000</td><td>3,000</td><td>10 年</td><td>7 年</td><td>0.45～1.9%</td></tr><tr><td>地震災害 予防対策枠</td><td>1.5～1.8%</td><td>5,000</td><td>3,000</td><td>10 年</td><td>7 年</td><td>0.45～1.9%</td></tr><tr><td>再生支援融資</td><td>2.5%以内</td><td>10,000</td><td>10,000</td><td>10 年</td><td>10 年</td><td>0.3～1.0%</td></tr><tr><td>借換融資</td><td>1.6～1.9%</td><td colspan="2">既往融資残高及び 借換に係る諸費用</td><td>—</td><td>10 年</td><td>0.45～1.9%</td></tr><tr><td colspan="2">小規模企業支援融資</td><td>1.5～2.4%</td><td>2,000</td><td>2,000</td><td>10 年</td><td>10 年</td><td>0.5～2.2% ※3</td></tr><tr><td colspan="2">短期運転資金融資</td><td>1.8%</td><td>—</td><td>2,000</td><td>—</td><td>1 年</td><td>0.45～1.9%</td></tr></table> ※1 一部の場合を除き、事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、保証料率が 0.25%または 0.45% 上乗せ。 ※2 創業支援融資及び女性・若者・障害者創業支援融資について、経営者保証を不要とする場合は原則 1.1%。 ※3 2026 年 3 月 31 日まで、一部を除き、信用保証協会が保証料率の引下げを実施。（掲載の保証料率は引下げ前） ※4 借換資金が含まれる場合、融資期間は 10 年以内。 【利用方法等】 商工会議所・商工会又は県中小企業団体中央会等に認定申請を行い（一部を除く）、認定後、取扱金融機関に融資を申し込みます。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部産業政策課 金融グループ TEL：029-301-3530							融資名称		融資利率 (保証付の利率)	融資限度額(万円)		融資期間(以内)		保証料率※1	設備	運転	設備	運転	一般資金	経営合理化融資	2.2～2.4%	5,000	3,000	7 年	5 年	0.45～1.9%	事業 活性化 資金	創業支援融資	1.3～1.6%	3,500	3,500	10 年	7 年	原則 0.9% ※2、3	女性・若者・障害者創業支援融資	1.3～1.6%	3,500	3,500	10 年	7 年	原則 0.9% ※2、3	設備投資支援融資	1.5～1.8%	10,000	—	10 年	—	0.45～1.9% ※3	新分野進出等支援融資	1.6～1.9%	10,000	3,000	10 年	5 年	0.45～1.9% ※3	雇用促進等支援融資	1.6～1.9%	10,000	3,000	10 年	5 年	0.45～1.9% ※3	小売商業・地場産業支援融資	1.6～1.9%	10,000	3,000	10 年	5 年	0.45～1.9% ※3	観光おもてなし施設整備融資	1.6～2.0%	50,000	—	12 年	—	0.45～1.9% ※3	事業承継支援融資	1.6～1.9%	8,000	8,000	10 年	10 年	0.1～1.8%	経営 安定化 資金	パワーアップ 融資	1.6～1.9%	5,000	5,000	10 年	7 年	0.45～1.9%		経営力強化保証 対応	1.6～1.9%	5,000	5,000	7 年	5 年 ※4	0.45～1.75%	災害対策融資	緊急対策枠	1.6～1.9%	5,000	3,000	10 年	7 年	0.45～1.9%	地震災害 予防対策枠	1.5～1.8%	5,000	3,000	10 年	7 年	0.45～1.9%	再生支援融資	2.5%以内	10,000	10,000	10 年	10 年	0.3～1.0%	借換融資	1.6～1.9%	既往融資残高及び 借換に係る諸費用		—	10 年	0.45～1.9%	小規模企業支援融資		1.5～2.4%	2,000	2,000	10 年	10 年	0.5～2.2% ※3	短期運転資金融資		1.8%	—	2,000	—	1 年	0.45～1.9%
融資名称		融資利率 (保証付の利率)	融資限度額(万円)		融資期間(以内)		保証料率※1																																																																																																																																										
			設備	運転	設備	運転																																																																																																																																											
一般資金	経営合理化融資	2.2～2.4%	5,000	3,000	7 年	5 年	0.45～1.9%																																																																																																																																										
事業 活性化 資金	創業支援融資	1.3～1.6%	3,500	3,500	10 年	7 年	原則 0.9% ※2、3																																																																																																																																										
	女性・若者・障害者創業支援融資	1.3～1.6%	3,500	3,500	10 年	7 年	原則 0.9% ※2、3																																																																																																																																										
	設備投資支援融資	1.5～1.8%	10,000	—	10 年	—	0.45～1.9% ※3																																																																																																																																										
	新分野進出等支援融資	1.6～1.9%	10,000	3,000	10 年	5 年	0.45～1.9% ※3																																																																																																																																										
	雇用促進等支援融資	1.6～1.9%	10,000	3,000	10 年	5 年	0.45～1.9% ※3																																																																																																																																										
	小売商業・地場産業支援融資	1.6～1.9%	10,000	3,000	10 年	5 年	0.45～1.9% ※3																																																																																																																																										
	観光おもてなし施設整備融資	1.6～2.0%	50,000	—	12 年	—	0.45～1.9% ※3																																																																																																																																										
	事業承継支援融資	1.6～1.9%	8,000	8,000	10 年	10 年	0.1～1.8%																																																																																																																																										
経営 安定化 資金	パワーアップ 融資	1.6～1.9%	5,000	5,000	10 年	7 年	0.45～1.9%																																																																																																																																										
		経営力強化保証 対応	1.6～1.9%	5,000	5,000	7 年	5 年 ※4	0.45～1.75%																																																																																																																																									
	災害対策融資	緊急対策枠	1.6～1.9%	5,000	3,000	10 年	7 年	0.45～1.9%																																																																																																																																									
		地震災害 予防対策枠	1.5～1.8%	5,000	3,000	10 年	7 年	0.45～1.9%																																																																																																																																									
	再生支援融資	2.5%以内	10,000	10,000	10 年	10 年	0.3～1.0%																																																																																																																																										
	借換融資	1.6～1.9%	既往融資残高及び 借換に係る諸費用		—	10 年	0.45～1.9%																																																																																																																																										
小規模企業支援融資		1.5～2.4%	2,000	2,000	10 年	10 年	0.5～2.2% ※3																																																																																																																																										
短期運転資金融資		1.8%	—	2,000	—	1 年	0.45～1.9%																																																																																																																																										

政府系等金融機関による融資を受けたい

事業名	政府系等金融機関による融資																																																		
対象分野	金融支援、経営支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他																																																		
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他																																																		
事業概要	(株)日本政策金融公庫 ●中小企業事業 <table><tr><th rowspan="2">方式</th><th rowspan="2">貸付対象等</th><th colspan="3">貸付条件</th></tr><tr><th>貸付限度額</th><th>貸付期間</th><th>貸付利率</th></tr><tr><td>直接貸付</td><td>設備資金・長期運転資金</td><td>各融資制度（注2）の限度内</td><td>融資制度（注2）ごとに設定 最長 設備 20 年 運転 15 年</td><td>融資制度（注2）ごとに借入れ期間などに応じて設定</td></tr><tr><td>代理貸付（注1）</td><td>同上</td><td>同上</td><td>融資制度ごとに設定 最長 設備 20 年 運転 15 年</td><td>同上</td></tr></table> （注1）代理貸付については、代理店窓口にご相談ください。 （注2）特別貸付制度として、「新企業育成貸付」、「企業活力強化貸付（海外展開資金ほか）」、「セーフティネット貸付」等がありますのでご相談ください。 【相談窓口】水戸支店 TEL：029-231-4246 ●国民生活事業 <table><tr><th rowspan="2">方式</th><th rowspan="2">貸付対象等</th><th colspan="3">貸付条件</th></tr><tr><th>貸付限度額</th><th>貸付期間</th><th>貸付利率</th></tr><tr><td>一般貸付</td><td>事業を営むほとんどの方が利用いただけます。</td><td>4,800 万円</td><td>設備資金 10 年以内 （据置 2 年以内） 運転資金 7 年以内 （据置 1 年以内）</td><td>（注）のとおりに</td></tr><tr><td>マル経融資 （無担保無保証人）</td><td>商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会長の推薦を受けた従業員 20 人以下（商業・サービス業は 5 人以下。ただし、宿泊業及び娯楽業は 20 人以下）の企業</td><td>2,000 万円</td><td>10 年以内 （据置 2 年以内）</td><td>年 1.70% （R7.5.1 現在）</td></tr></table> （注）利率はご返済期間、担保の有無等によって適用される利率が異なりますので、詳しくは下記窓口にご相談ください。 このほか、生活衛生関係の事業を営む方への「生活衛生貸付」や特別貸付として「セーフティネット貸付」「新企業育成貸付」「企業活力強化貸付」等があります。なお、利率は金融情勢によって変動します。 【相談窓口】水戸支店 TEL：0570-009857 土浦支店 TEL：0570-012646 日立支店 TEL：0570-012777 生活衛生貸付については（公財）茨城県生活衛生営業指導センター（TEL：029-225-6603）も相談窓口です。 (株)商工組合中央金庫 <table><tr><th rowspan="2">融資対象</th><th colspan="3">融資条件</th></tr><tr><th>融資利率</th><th>融資期間</th><th>返済方法</th></tr><tr><td>商工中金の株主である下記中小企業団体（所属団体）とその構成員 ・中小企業等協同組合/事業協同組合・事業協同小組合・火災共済協同組合・信用協同組合・協同組合連合会・企業組合 ・協業組合 ・商工組合・同連合会 ・商店街振興組合・同連合会 ・生活衛生同業組合・同連合会・生活衛生同業小組合 ・酒造組合・同連合会・同中央会 ・酒販組合・同連合会・同中央会 ・内航海運組合・同連合会 ・輸出組合・輸入連合 ・市街地再開発組合</td><td>固定金利・変動金利 ※詳しくは窓口にご相談ください</td><td>原則として 設備資金 15 年以内 （据置 2 年以内） 運転資金 10 年以内 （据置 2 年以内）</td><td>分割返済 期限一時返済</td></tr></table> 【相談窓口】水戸支店 TEL：029-225-5151 つくば営業所 TEL：029-859-8615				方式	貸付対象等	貸付条件			貸付限度額	貸付期間	貸付利率	直接貸付	設備資金・長期運転資金	各融資制度（注2）の限度内	融資制度（注2）ごとに設定 最長 設備 20 年 運転 15 年	融資制度（注2）ごとに借入れ期間などに応じて設定	代理貸付（注1）	同上	同上	融資制度ごとに設定 最長 設備 20 年 運転 15 年	同上	方式	貸付対象等	貸付条件			貸付限度額	貸付期間	貸付利率	一般貸付	事業を営むほとんどの方が利用いただけます。	4,800 万円	設備資金 10 年以内 （据置 2 年以内） 運転資金 7 年以内 （据置 1 年以内）	（注）のとおりに	マル経融資 （無担保無保証人）	商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会長の推薦を受けた従業員 20 人以下（商業・サービス業は 5 人以下。ただし、宿泊業及び娯楽業は 20 人以下）の企業	2,000 万円	10 年以内 （据置 2 年以内）	年 1.70% （R7.5.1 現在）	融資対象	融資条件			融資利率	融資期間	返済方法	商工中金の株主である下記中小企業団体（所属団体）とその構成員 ・中小企業等協同組合/事業協同組合・事業協同小組合・火災共済協同組合・信用協同組合・協同組合連合会・企業組合 ・協業組合 ・商工組合・同連合会 ・商店街振興組合・同連合会 ・生活衛生同業組合・同連合会・生活衛生同業小組合 ・酒造組合・同連合会・同中央会 ・酒販組合・同連合会・同中央会 ・内航海運組合・同連合会 ・輸出組合・輸入連合 ・市街地再開発組合	固定金利・変動金利 ※詳しくは窓口にご相談ください	原則として 設備資金 15 年以内 （据置 2 年以内） 運転資金 10 年以内 （据置 2 年以内）	分割返済 期限一時返済
方式	貸付対象等	貸付条件																																																	
		貸付限度額	貸付期間	貸付利率																																															
直接貸付	設備資金・長期運転資金	各融資制度（注2）の限度内	融資制度（注2）ごとに設定 最長 設備 20 年 運転 15 年	融資制度（注2）ごとに借入れ期間などに応じて設定																																															
代理貸付（注1）	同上	同上	融資制度ごとに設定 最長 設備 20 年 運転 15 年	同上																																															
方式	貸付対象等	貸付条件																																																	
		貸付限度額	貸付期間	貸付利率																																															
一般貸付	事業を営むほとんどの方が利用いただけます。	4,800 万円	設備資金 10 年以内 （据置 2 年以内） 運転資金 7 年以内 （据置 1 年以内）	（注）のとおりに																																															
マル経融資 （無担保無保証人）	商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会長の推薦を受けた従業員 20 人以下（商業・サービス業は 5 人以下。ただし、宿泊業及び娯楽業は 20 人以下）の企業	2,000 万円	10 年以内 （据置 2 年以内）	年 1.70% （R7.5.1 現在）																																															
融資対象	融資条件																																																		
	融資利率	融資期間	返済方法																																																
商工中金の株主である下記中小企業団体（所属団体）とその構成員 ・中小企業等協同組合/事業協同組合・事業協同小組合・火災共済協同組合・信用協同組合・協同組合連合会・企業組合 ・協業組合 ・商工組合・同連合会 ・商店街振興組合・同連合会 ・生活衛生同業組合・同連合会・生活衛生同業小組合 ・酒造組合・同連合会・同中央会 ・酒販組合・同連合会・同中央会 ・内航海運組合・同連合会 ・輸出組合・輸入連合 ・市街地再開発組合	固定金利・変動金利 ※詳しくは窓口にご相談ください	原則として 設備資金 15 年以内 （据置 2 年以内） 運転資金 10 年以内 （据置 2 年以内）	分割返済 期限一時返済																																																

商工業と農業を兼業しており、農業資金の融資を受けたい

事業名	農業ビジネス保証制度	
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他	
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他	
事業要旨	県内において、商工業と農業を営む中小企業者等が、商工業とともに行う農業の実施に必要な資金にかかる融資について、茨城県信用保証協会による保証を可能とする保証融資制度を県が設けています。併せて、県が保証料の補助を行います。	
事業概要	【対象者】 商工業とともに茨城県内において農業を営む中小企業者、農事組合法人又は個人	
	【支援の内容】	
	資金使途	茨城県内において営む農業の実施に必要な事業資金（運転資金・設備資金）、（商工業の実施に必要な資金と農業の実施に必要な資金が混在する資金を含む）
	融資限度額	5,000万円（保証限度額4,000万円）
	融資期間	・一括返済の場合 2年以内 ・分割返済の場合 運転資金 10年以内（据置2年以内） 設備資金 15年以内（据置2年以内）
	融資利率	金融機関所定利率
	信用保証	茨城県信用保証協会の信用保証付き
	信用保証料率	借入金額に対し0.8%
	保証料補助	保証料の50%を補助
	【利用方法等】 商工会議所・商工会又は農業参入等支援センターに認定申請を行い、認定後、取扱金融機関に融資を申し込みます。	
【問い合わせ先】 茨城県農林水産部農業経営課 団体・金融グループ TEL：029-301-3862		

工場等を立地する際に融資を受けたい

事業名	工場等立地促進融資																						
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他																						
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他																						
事業要旨	県内の対象工業団地等に立地する場合などに、県の認定を受けることで低利融資を活用することができます。																						
事業概要	【対象者及び支援の内容】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">対象者</th><th style="width: 15%;">使途</th><th style="width: 10%;">限度額</th><th style="width: 15%;">融資期間</th><th style="width: 20%;">融資利率</th><th style="width: 15%;">申込先</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 県、開発公社、市町村等が新規に分譲する県内の対象工業団地等に立地する者</td><td rowspan="3">土地取得費、施設・設備整備費</td><td>25 億円</td><td>15 年以内 (据置 2 年以内)</td><td>10 年超 年 1.3%以内 5 年超 10 年以内 年 1.2%以内 5 年以内 年 1.1%以内</td><td rowspan="3">県立地 推進課</td></tr> <tr> <td>(2) 県内に立地する者で (1)に該当しない者（製造業等を営む者に限る）</td><td rowspan="2">15 億円</td><td rowspan="2">10 年以内 (据置 2 年以内)</td><td>5 年超 10 年以内 年 1.2%以内 5 年以内 年 1.1%以内</td></tr> <tr> <td>(3) 県内の工業団地内等で増設を行う者</td><td></td></tr> </tbody> </table> ※留意事項 ・「立地する者」とは、事業用地を新たに購入し、新たな施設（事業所等）を設置する者です。 ・「製造業等」とは、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、植物工場等です。 ・「増設」とは、工場等の事業用面積が増加する増改築です。 ・(1)の対象工業団地にリースで立地する場合、県が新規に分譲する工業団地は(1)、その他は(2)が適用となります。 【利用方法等】 原則として着工前・支払前に県の認定が必要です。まずは、取扱金融機関と調整し、その後お早めに県に認定申請してください。詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県立地推進部立地推進課 TEL：029-301-2036					対象者	使途	限度額	融資期間	融資利率	申込先	(1) 県、開発公社、市町村等が新規に分譲する県内の対象工業団地等に立地する者	土地取得費、施設・設備整備費	25 億円	15 年以内 (据置 2 年以内)	10 年超 年 1.3%以内 5 年超 10 年以内 年 1.2%以内 5 年以内 年 1.1%以内	県立地 推進課	(2) 県内に立地する者で (1)に該当しない者（製造業等を営む者に限る）	15 億円	10 年以内 (据置 2 年以内)	5 年超 10 年以内 年 1.2%以内 5 年以内 年 1.1%以内	(3) 県内の工業団地内等で増設を行う者	
対象者	使途	限度額	融資期間	融資利率	申込先																		
(1) 県、開発公社、市町村等が新規に分譲する県内の対象工業団地等に立地する者	土地取得費、施設・設備整備費	25 億円	15 年以内 (据置 2 年以内)	10 年超 年 1.3%以内 5 年超 10 年以内 年 1.2%以内 5 年以内 年 1.1%以内	県立地 推進課																		
(2) 県内に立地する者で (1)に該当しない者（製造業等を営む者に限る）		15 億円	10 年以内 (据置 2 年以内)	5 年超 10 年以内 年 1.2%以内 5 年以内 年 1.1%以内																			
(3) 県内の工業団地内等で増設を行う者																							

環境保全に係る設備導入の際に融資を受けたい

事業名	環境保全施設資金融資制度																											
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他																											
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他																											
事業要旨	中小企業の方が行う環境保全への取組を支援するために必要な資金について、低利融資のあつ旋を行っており、事業によっては利子を補助します。																											
事業概要	【対象者】 県内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者 ※公害関係法令等で定める特定施設を有し、県税に滞納がないこと 【支援の内容】 1 融資対象事業 <table><tr><td>対象事業</td><td>事業例</td><td>融資限度額</td><td>融資利率</td></tr><tr><td>環境保全施設</td><td>公害防止施設の設置、 公害防止のために工場等 を移転する事業 など</td><td>2,500 万円 (事業費の 80%以内) *必要と認める場合は 5,000 万円</td><td>(保証付) 年 1.6%～1.8% (保証無) 年 2.1%～2.3%</td></tr></table> 2 利子補給対象事業 <table><tr><td colspan="2">事業種類</td><td>利子補給率</td></tr><tr><td rowspan="2">霞ヶ浦流域外において、 小規模事業者が行う排水 対策</td><td>高度処理施設 (窒素又はりん除去)</td><td>借受者の実質金利は無利子</td></tr><tr><td>高度処理以外の 污水处理施設</td><td>0.9%</td></tr><tr><td colspan="2">霞ヶ浦流域において、法令等※に基づき次の者が設置する排水対策施設 (1) 霞ヶ浦小規模特定事業者 (2) 霞ヶ浦小規模指定事業者及び霞ヶ浦一般事業者 (3) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場のうち、1 日当たりの平均的な排水の量が 10 立方メートル未満の者</td><td>借受者の実質金利は無利子</td></tr><tr><td colspan="2">家畜排せつ物の負荷削減対策施設（霞ヶ浦流域のみ）</td><td>借受者の実質金利は無利子</td></tr><tr><td colspan="2">ダイオキシン類対策施設</td><td>0.6%</td></tr></table> ※水質汚濁防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び茨城県霞ヶ浦水質保全条例 【利用方法等】 下記の問い合わせ先又は最寄の県民センター等へお問い合わせの上、必要書類を各市町村の窓口へ提出してください。 また、融資の詳細及び必要書類につきましては、ホームページでご確認いただけます。 https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/seikatsukankyo/kantai/index.html 【問い合わせ先】 茨城県県民生活環境部環境対策課 公害防止グループ TEL：029-301-2956			対象事業	事業例	融資限度額	融資利率	環境保全施設	公害防止施設の設置、 公害防止のために工場等 を移転する事業 など	2,500 万円 (事業費の 80%以内) *必要と認める場合は 5,000 万円	(保証付) 年 1.6%～1.8% (保証無) 年 2.1%～2.3%	事業種類		利子補給率	霞ヶ浦流域外において、 小規模事業者が行う排水 対策	高度処理施設 (窒素又はりん除去)	借受者の実質金利は無利子	高度処理以外の 污水处理施設	0.9%	霞ヶ浦流域において、法令等※に基づき次の者が設置する排水対策施設 (1) 霞ヶ浦小規模特定事業者 (2) 霞ヶ浦小規模指定事業者及び霞ヶ浦一般事業者 (3) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場のうち、1 日当たりの平均的な排水の量が 10 立方メートル未満の者		借受者の実質金利は無利子	家畜排せつ物の負荷削減対策施設（霞ヶ浦流域のみ）		借受者の実質金利は無利子	ダイオキシン類対策施設		0.6%
対象事業	事業例	融資限度額	融資利率																									
環境保全施設	公害防止施設の設置、 公害防止のために工場等 を移転する事業 など	2,500 万円 (事業費の 80%以内) *必要と認める場合は 5,000 万円	(保証付) 年 1.6%～1.8% (保証無) 年 2.1%～2.3%																									
事業種類		利子補給率																										
霞ヶ浦流域外において、 小規模事業者が行う排水 対策	高度処理施設 (窒素又はりん除去)	借受者の実質金利は無利子																										
	高度処理以外の 污水处理施設	0.9%																										
霞ヶ浦流域において、法令等※に基づき次の者が設置する排水対策施設 (1) 霞ヶ浦小規模特定事業者 (2) 霞ヶ浦小規模指定事業者及び霞ヶ浦一般事業者 (3) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場のうち、1 日当たりの平均的な排水の量が 10 立方メートル未満の者		借受者の実質金利は無利子																										
家畜排せつ物の負荷削減対策施設（霞ヶ浦流域のみ）		借受者の実質金利は無利子																										
ダイオキシン類対策施設		0.6%																										

宇宙ビジネスのための補助を受けたい

事業名	いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	宇宙ベンチャーの創出・誘致と県内企業の新規参入を図るため、宇宙ビジネスを展開する事業者に対して補助を行います。
事業概要	【対象者】 宇宙ビジネスを行っている又は行う予定（申請後3か月以内に事業を開始する具体的な計画がある）がある下記のいずれにもあてはまる者が対象となります。 ・県内に活動拠点（本店、支店、営業所、研究所等）を有する企業、団体、個人であること ・補助事業終了後も、引き続き1年以上県内で事業活動を継続する予定があること 【支援の内容】 外部資金獲得・受注拡大取組、新製品・試作開発、販路拡大等に係る費用の補助 ○補 助 率：対象経費の10／10 ○補助上限額：50万円 ○対象経費：新製品等の研究・開発・試作費、環境試験設備の利用料、専門家等コンサル料、国内外展示会への出展経費、ソフトウェア開発に係る人件費 等 ※詳細は募集要項等をご参照ください。 【利用方法等】 申請する前に、必ず下記までご連絡ください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課 特区・宇宙プロジェクト推進室 TEL：029-301-2515

起業する際に支援を受けたい

事業名	地域課題解決型起業支援事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	地域の課題に対して効果的な起業又は事業承継若しくは第二創業をする際に、起業支援金の受給や伴走支援を受けることができます。
事業概要	【対象者】 次の3つの要件を満たす方 ① 県が地域再生計画に位置付ける社会的事業（地域活性化、まちづくりの推進等）において新たにデジタル技術を活用して起業する方又は Society5.0 関連業種等付加価値の高い産業分野において地域課題の解決に資する社会的事業を、デジタル技術を活用し、かつ事業承継若しくは第二創業により実施する方 ② 県内において起業する方又は上記事業承継若しくは第二創業を実施する方 ③ 令和7年4月1日以降、補助事業完了日までに法人の設立、あるいは個人開業届の提出を行う方又は上記事業承継若しくは第二創業を実施する方 【支援の内容】 ① 起業支援金の支給 （補助率）1/2 （補助額）上限200万円 （対象経費）人件費、専門家謝金、委託費、マーケティング費、広報費等 ② 支援対象者に対する採択後の伴走支援、創業後の事業継続支援等 【利用方法等】 公募開始後、審査を経て支援対象者を決定します。詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出グループ TEL：029-301-3522

地域公共交通のDX・GXやバス運転士確保のための補助を受けたい

事業名	地域公共交通経営改善支援事業費補助金
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	物価高騰や運転士不足の影響を受ける中で経営改善に取り組む交通事業者に対し、DX・GXの活用による経営改善やバス運転士確保の更なる取組を支援します。
事業概要	【対象者】 (1) 公共交通DX・GXによる経営改善支援事業 県内に営業所を有する乗合バス事業者及びタクシー事業者、県内地域鉄道事業者のうち経営改善計画書※を提出する事業者が対象です。 (2) バス運転士緊急確保事業 県内に営業所を有する乗合・貸切バス事業者のうち経営改善計画書※を提出する事業者が対象です。 ※経営改善計画書：賃上げ、業務効率化、運賃改定などの実施計画や内容を盛り込んだ計画書 【支援の内容】 (1) 公共交通DX・GXによる経営改善支援事業 DXによる業務効率化やGXによる省エネ化に係る経費を補助します。 補助率：1/2 補助上限：乗合バス 150万円/事業者 タクシー 6万円/台 鉄 道 250万円/事業者 (例) 乗合バス：運行計画作成システム、IT点呼システム 等 タクシー：配車アプリ、ハンディー型キャッシュレス端末 等 鉄 道：鉄道施設遠隔管理システム、駅舎のLED照明化 等 (2) バス運転士緊急確保事業 バス運転士の採用広報に係る経費を補助します。 補助率：1/2 補助上限：10万円/事業者 【利用方法等】 茨城県等に交付申請を行います。 詳細はホームページに掲載しますので、下記までお問合せください。 【問い合わせ先】 茨城県政策企画部交通政策課 (地域鉄道関係) 鉄道担当 電話:029-301-2606 Fax:029-301-2608 (バス・タクシー関係) 地域交通担当 電話:029-301-2604 Fax:029-301-2608

東京中小企業投資育成株式会社から投資等を受けたい

事業名	東京中小企業投資育成株式会社による投資等の支援
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	中小企業が増資等により自己資金を調達する際に、東京中小企業投資育成（株）が投資を行うとともに安定株主として中小企業を支援します。
事業概要	【対象者】 「資本金の額が3億円以下の株式会社」又は「当該株式会社を設立しようとする方」が対象となります。 ただし、次の法律に基づく特例による新規投資の場合は、資本金の額が3億円を超える会社であっても対象となります。 中小企業労働力確保法、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、大学等技術移転促進法、中小企業等経営強化法、農林漁業バイオ燃料法、アジア拠点化推進法、下請中小企業振興法、産業競争力強化法、中心市街地活性化法、地域未来投資促進法、5G促進法、研究開発力強化法、経済安全保障推進法 ※基本的に業種は問いませんが、公序良俗に反する事業や投機的な事業は対象外となります。 【支援の内容】 ○投資事業（投資育成制度） ①株式会社の設立に際して発行される株式の引受け ②増資に際して発行される株式の引受け ③新株予約権の引受け ④新株予約権付社債の引受け 〔活用の効果〕 ・投資した資金は、担保が不要な長期安定資金ですので、設備投資や研究開発に活用することができます。 ・企業の将来性を評価して投資を行っている「投資育成制度」を利用することは、取引先や金融機関等に対する信用力の向上が期待できます。 ○育成事業（コンサルティング事業） 株式、新株予約権、新株予約権付社債を引き受けている投資先企業に対し、次の支援を行います。 ・経営の安定化 ・事業承継支援 ・株式上場支援 ・ビジネスマッチング ・人材育成支援 【利用方法等】 東京中小企業投資育成（株）に相談・申込後、審査を経て投資の可否が決定されます。 【問い合わせ先】 東京中小企業投資育成株式会社 業務統括部 TEL：03-5469-5850 https://www.sbic.co.jp

事務所・事業所を新增設する際に課税免除を受けたい

事業名	県税の課税免除
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	県では、2027年3月31日までに県内に事務所・事業所を新增設した企業を対象に県税（不動産取得税）の課税免除を実施しています。
事業概要	【対象地域】 茨城県内全域 【対象要件】 茨城県内に事務所又は事業所を新設又は増設し、県内で原則5人以上従業員が増加した法人 ※ 当該新增設が、茨城県等の公共的団体が造成した工業団地等の区域内、茨城県有地及び過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」）で行われるものである場合は、増加従業員数が5人未満であっても対象となります。 ※ 従業員の範囲：雇用保険法に定める被保険者（日雇労働者及び短期雇用者等を除く） 【対象事業】 製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、電気・ガス・熱供給業（産業振興促進区域で行うものに限る）、旅館業、小売業（認定中心市街地等又は産業振興促進区域における大規模小売店舗で行うものに限る）、植物工場（不動産取得税が課税対象となる家屋内で行う事業に限る）、農林水産物等販売業（産業振興促進区域で行うものに限る） 【優遇措置の内容】 事務所等の新增設に係る家屋及びその敷地を含む一団の土地の不動産取得税を課税免除 ※ 土地については、取得の日から1年以内にその土地の上に家屋の建築着手があった場合で、かつその家屋が課税免除対象になる場合に限りです。 【適用除外】 ・県税の滞納がある法人 ・事務所等の新增設が、県内事務所等の移転等によるもの（ただし、移転前の面積を超えるものについては対象） 【適用期間】 2027年3月31日まで 【手続き】 不動産を取得した日から60日以内に、不動産取得申告（報告）書と併せて課税免除申告書を提出してください。ただし、不動産を取得した日から60日以内に不動産登記法に規定する表示に関する登記又は所有権の登記を申請した場合には不動産取得申告（報告）書の提出は不要です。

【問い合わせ先】

茨城県総務部税務課 賦課グループ TEL：029-301-2424

<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/somu/zeimu/index.html>

水戸県税事務所 課税第二課 TEL：029-221-4820

常陸太田県税事務所 課税第二課 TEL：0294-80-3312

行方県税事務所 課税第二課 TEL：0299-72-0773

土浦県税事務所 課税第二課 TEL：029-822-7216

筑西県税事務所 課税第二課 TEL：0296-24-9197

地方拠点強化税制に係る特例措置等の適用を受けたい

事業名	地方拠点強化税制 1 法人税等に係る税制上の特例措置等 2 地方税の課税免除・不均一課税
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	地域再生法に基づき、地域再生計画（いばらき地方活力向上地域等特定業務施設整備促進プロジェクト）で定めた地方活力向上地域において、本社機能を有する施設（特定業務施設）を整備する事業者は、法人税等に係る税制上の特例措置等や地方税の課税免除・不均一課税が適用されます。
事業概要	【対象者等】 ○対象市町村 首都圏整備法に基づく近郊整備地帯（龍ケ崎市、常総市（水海道地区）、取手市、牛久市、守谷市、坂東市、つくばみらい市、五霞町、境町、利根町）を除く県内市町村 ○対象地域 対象市町村のうち地域再生計画で定めた地方活力向上地域 移転型事業の区域（東京23区にある本社機能の移転） 拡充型事業の区域（地方にある本社機能の移転・新增設） ○対象者 本社機能（事業や業務を管理、統括、運営している業務等）を有する事務所、研究開発において重要な役割を担う研究所又は人材育成において重要な役割を担う研修所等を整備する事業者（風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業の事業者を除く） 【支援の内容】 1 法人税等に係る税制上の特例措置等 ① 建物等の取得価額に対する税制優遇措置（オフィス減税）※ 特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物等の資産に係る法人税等の特別償却又は税額控除 ② 本社機能に従事する従業員の増加に対する税制優遇措置（雇用促進税制）※ 特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る法人税等の税額控除 ※ 原則、同一事業年度内での併用不可 ③ 事業の実施に必要な資金を調達する際に発行する社債及び金融機関からの借入れに対する独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証 2 地方税の課税免除・不均一課税 特定業務施設の整備に係る事業税（3年間）の不均一課税、不動産取得税の課税免除（※）・不均一課税 ※不動産取得税の課税免除は移転型事業のみ適用 【利用方法等】 特例措置の適用を受けるには、事前に県に対し、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定申請書を提出し、認定を受ける必要があります。 その後、認定通知書を添えて税務署への確定申告や県税事務所への不均一課税の手続き等を行うことにより、特例措置を受けることができます。 なお、各事業年度終了後には、実施状況報告書等を提出する必要があります。 【問い合わせ先】 茨城県政策企画部計画推進課 地方創生グループ TEL：029-301-2072